宇治市

事前登録受付中!

あなたの住民票などが取得された場合にお知らせします。



事前登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本は代理人や正当な理由のある第三者に交付することが法律で認められていますが、この法律を悪用して**不正に取得されるケース**も発生しています。
宇治市では、**不正取得の抑止と個人の権利侵害を防止する**ため、この制度を導入しています。

制度の概要

対象となる証明書

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本
- 戸籍の附票　など

対象となる交付

- 代理人への交付
- 第三者への交付

※国や地方公共団体への交付やコンビニ交付は対象外

※本人等(注)への交付は対象外

お知らせする内容

- 交付年月日
- 証明書の種別
- 通数
- 請求者の区分
(「代理人」「第三者」)

(注) 本人等とは、住民票の写しについては同一世帯の方、戸籍謄抄本・戸籍の附票については同じ戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系親族を言います。

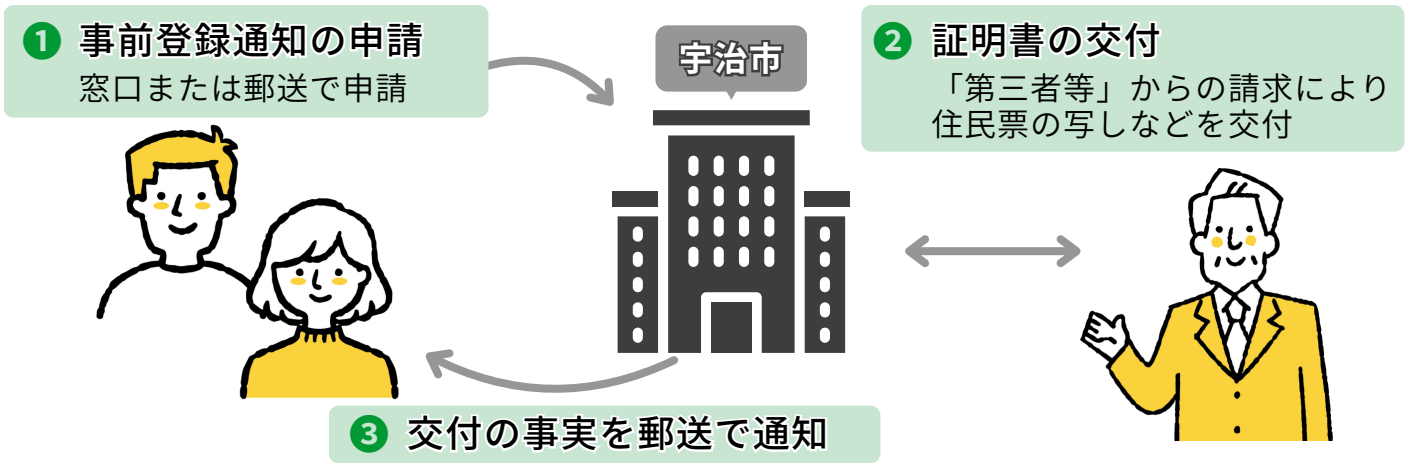
⚠注意

代理人や第三者等から住民票の写し等の交付請求があった場合に、登録された方に交付の可否を確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

[お問い合せ] 宇治市役所 市民課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
☎ 0774-22-3141 (代表)

詳しくはこちら▶

事前登録型本人通知制度の流れ



- 国や地方自治体による請求、特定事務受任者（弁護士など）の一部の業務による請求など通知しないものも あります。 詳しくは窓口でお尋ねください。
- 登録の有効期間は無期限です。ただし、住所等に異動があった場合は変更届が必要です。

申請について

● 登録できる人 (下記のいずれか、または両方に該当する人)

①宇治市の住民基本台帳に記録されている人、または記録されていた人

②宇治市の戸籍や除籍に記録されている人、 または記録されていた人

● 窓口で登録手続きができる人

・ご本人　　・法定代理人（親権者、成年後見人）　　・任意の代理人

● 申請方法

申請書を記入

・市民課窓口で取得
・市ホームページよりダウンロード

窓口で申請
登録手続きする人の本人確認書類を提示

郵送で申請
登録手続きする人の本人確認書類の写しを同封する

● 本人確認書類について

個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等の、官公庁発行で有効期限内の写真付き証明書を言います。
お持ちでない場合は、健康保険資格確認書、年金手帳、年金証書等のうち２点を提示または写しを同封してください。

● 法定代理人が手続きする場合

下記の書類をあわせてご用意ください。

・成年後見人は、後見人の確認ができる証明書

● 任意の代理人の場合

原則、委任状が必要ですが、 同一世帯または同一戸籍の人の登録を代理する場合に、ご本人が申請書の署名欄に自署すれば委任状が不要になります。